

西日本日独協会 会則

<名称及び事務局>

第1条 本会は、西日本日独協会と称する。

第2条 本会の事務局を福岡市に置く。

<目的>

第3条 本会は日独両国間の学術・経済・文化面の交流を助長し、あわせて両国民の親善を図ることを目的とする。

<事業>

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 例会の開催（ドイツあるいは日独交流の紹介、会員の親睦）
2. ドイツ語教室
3. 両国学生交流の支援
4. 年報の発行
5. 目的に沿う催事の主催・共催・後援

<会員>

第5条 本会の会員は名誉会員、法人会員、個人会員、青年(40歳未満)会員、家族会員、学生会員とする。

1. 名誉会員、法人会員は理事会の同意を得て会長が決定する。
2. 個人会員、青年会員、家族会員、学生会員は会員の推薦により理事会で決定する。
3. 法人会員に所属する者2名以下を個人会員（会費無料）登録することができる。

<役員および顧問>

第6条 本会に次の役員・名誉会長・顧問をおく。

1. 会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、理事若干名、監事2名
2. 役員は理事会で推薦し、総会の承認を得る。任期は2年、再任可とする。
3. 会長、副会長、事務局長は理事の互選とする。
4. 理事会の推薦により、会長は名誉会長、顧問を委嘱することができる。

<委員会>

第7条 本会は下記の委員会ほか、必要に応じて委員会を設け、委員長を理事の中から選ぶ。

1. 企画委員会、ドイツ語教室委員会、年報編集委員会、日独ユース委員会
2. 委員長は、理事及び会員の中から委員を選ぶことができる。

<会議>

第8条 本会の会議は、総会、理事会とする。議事は出席者の過半数をもって決定する。

1. 総会は年1回以上会長が招集する。総会に付議する事項は以下の通り。

①活動計画、報告 ②予算、決算 ③役員承認 ④会則変更 ⑤他重要事項

2. 理事会は会長が必要に応じ招集し議長となる。付議事項は以下の通り。

① 活動状況 ②財務状況 ③総会付議事項 ④役員の推薦 ⑤他重要事項

<会計>

第9条 本会の会計は、会費、事業（ドイツ語教室）などの収入をもって充てる。

1. 年会費は法人会員1口20,000円以上任意、個人会員6,000円、青年会員4,000円、家族会員3,000円、学生会員1,000円とする。

2. 会費を2年間滞納した場合は退会と見なす。

3. 会計年度は毎年4月1日から3月31日とし、期末には監事の監査を受ける。

4. 事務局スタッフを有給とすることができる。

<付則>

1. 本規則上の疑義が生じた場合は、理事会で対応し、事後、総会で承認を受ける。

2. この会則は2019年4月21日から発効する。

注：2018年度以前に入会の青年会員は入会当時の会費規則を適用する。